破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１４０号
千葉県木更津市高柳1955番地４
破産者　沼田　美香
１　決定年月日　平成26年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第１０９号
群馬県高崎市倉賀野町843番地７、開始決定時の住所群馬県吾妻郡嬬恋村大字田代26番地
破産者　山本　直美（旧姓干川）
１　決定年月日　平成26年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２７１号
群馬県佐波郡玉村町大字樋越754番地
破産者　八木農機商会こと　八木　　售
１　決定年月日　平成26年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第９９３号
北海道千歳市桂木１丁目２番２号　ラポール103号、開始決定時の住所北海道千歳市若草３丁目16番地の４
破産者　福圃　　祖
１　決定年月日　平成26年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４７２号
札幌市清田区真栄４条４丁目１番８号
破産者　西川　　均
１　決定年月日　平成26年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６８２号
札幌市東区北17条東18丁目３番12―101号、開始決定時の住所札幌市南区石山１条２丁目４番50―517号
破産者　秋林　人士
１　決定年月日　平成26年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０５３号
札幌市南区石山１条２丁目４番50―708号、住民票上の住所札幌市南区藤野３条７丁目10番15号
破産者　高田　英雄
１　決定年月日　平成26年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６８号
茨城県笠間市旭町384番地４
破産者　藤枝　朱美
１　決定年月日　平成26年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３９０号
群馬県沼田市清水町4221番地　諸田茂方、住民票上の住所群馬県前橋市上小出町２丁目34番地10　エンティ上小出107号
破産者　鈴木　英樹
１　決定年月日　平成26年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第５３０号
埼玉県所沢市大字荒幡215番地の３　グリーンアドニス101
破産者　眞下　富貴
１　決定年月日　平成26年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第６３６号
埼玉県所沢市大字山口316番地の16
破産者　渡邉　和子
１　決定年月日　平成26年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２７２号
神奈川県小田原市中町２丁目９番19―203号　コーポ大津、開始決定時の住所神奈川県小田原市中町２丁目10番４号
破産者　新倉　滋男
１　決定年月日　平成26年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２７３号
神奈川県小田原市中町２丁目９番19―203号　コーポ大津、開始決定時の住所神奈川県小田原市中町２丁目10番４号
破産者　新倉　悦子
１　決定年月日　平成26年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第６０６号
神奈川県小田原市扇町５丁目17番15―102号　ハイツ中山、前住所神奈川県小田原市東町１丁目29番20号　レオパレス21山王東206
破産者　琴寄　訓章
１　決定年月日　平成26年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６７２号
静岡県焼津市中港５丁目18番27号
破産者　大口　　章
１　決定年月日　平成26年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２５６号
静岡県三島市壱町田104番地の１　シャリエ三島壱町田102
破産者　小瀬　浩志
１　決定年月日　平成26年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３３３号
静岡県裾野市深良2929番地、住民票上の住所静岡県三島市徳倉５丁目21番４号
破産者　庄司　賀世
１　決定年月日　平成26年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１２５４号
名古屋市中区千代田３丁目４番８号　ベルハイム鶴舞401、住民票上の住所名古屋市北区山田４丁目15番27号　市営山田北荘721号
破産者　六浦　啓裕
１　決定年月日　平成26年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部